

2007年7月19日

東京女子大学レーモンド建築 東寮・体育館を活かす会
代表 藤原房子様

学校法人 東京女子大学
理事長 原田明夫

7月9日付貴信を拝見しました。理事会としては、6月13日付回答が最終のつもりで書きました。

振り返ってみると、昨年7月以来、貴「活かす会」とは、4回も時間をかけて話合いを重ねてきましたし、文書による質疑応答も行ってきました。これは、貴「活かす会」以外にも、いろいろな角度から多くのご意見、ご要望も頂きましたが、貴会が「争うためではなく」建設的話し合いを行う会だと考えてきたからであります。

1、ところが、最近の貴会の保存運動の進め方には、理事会としては、疑念を持たざるを得ません。

具体的には、6月16日の同窓会における貴メンバーの発言は、明らかに、旧東寮・旧体育館の保存運動を超えて、整備計画全体についての理事会の対処方針に対する不信表明であり、批判と受け取らざるを得ません。

その根拠として、(1) 牟礼キャンパスの譲渡に伴う売却差額についての会計処理と(2) 三菱グループとの取引における利益相反をあげておられます。

そして、貴会メンバーが教授会構成員に働きかけた結果、全く同じ質問が教授会構成員の一部有志から理事会に提出されました。

(1)については、昨年11月21日の貴会宛回答でふれた通りですが、あらためて理事長名での全教職員宛回答文書のうち、該当箇所の文書を同封いたしますのでご覧下さい。

(2)については、私が(株)三菱UFJフィナンシャルグループの取締役であり、また、常務理事がかつて三菱系といわれる会社の代表取締役であった事実をもって、牟礼キャンパスプロジェクト以来の本学の三菱地所グループとの取引が利益相反に該当するかの如き指摘は、事実無根の邪推でしかありません。

(1)(2)共に、根拠がないまま多数の会員の前で個人を誹謗・中傷することにより、会員に理事会が評議員会の議を経て機関決定した整備計画に対する不信感を醸成しようとする意図があるとしか思えません。

藤原代表も同窓会総会に出席されていたと伺いましたが、どのようにお考えでしょうか。これは、当初、言明されていた保存運動の進め方を逸脱していませんか、あるいは、目的のために手段を選ばないというお考えでしょうか。

2、貴会の公開質問状は、大学側に情報公開を迫り、これを行えば必ずこれにクレームをつけ、計画を一方的に批判するという姿勢です。

しかも、これをインターネットで配信するという手法であり、受信者が冷静に判断できる材料の提供をしているとは考えられません。

事実、貴会にすすめられて安易に署名したことを反省しているという声もあります。

大学としましては、学報等を通じて計画の概要はお伝えしており、多くの同窓生の賛同を得ていると考えております。

特に6月16日の同窓会総会における貴メンバーの発言以来、貴公開質問状に対しては、不信の念を強く持っております。

しかしながら、これが最後の回答になりますので、あらためて次の通り回答を申し上げます。

(公開質問状のQに対応)

- A1：ご指摘には誤解があると考えます。詳しくは添付資料をご覧下さい。
- A2：専門家については、大学としても、慎重かつ透明性のある形で調査、検討の上、信頼できる会社を選定し、これを活用してきました。専門家による技術的判断（特に構造について）は、立場によって全く異なった結論になることを考えねばなりません。
- 大学としては、専門家による技術的判断は尊重しますが、今求められていることは、それをも含めた経営判断であると考えています。
- A3：理事会としては、出来るだけ学内の声を吸い上げ、整備計画を作り上げたつもりです。同時に、諸々のきびしい制約条件（敷地、文化財保存、予算、現有施設を活用しながらの工事施工等）もあり、これらも同時に満足する必要があることもご理解下さい。
- 欠点を見つけてクレームをつけるだけでなく、全体を総合的に評価すべきでしょう。無論、使用上の工夫とか、学内のコミュニケーションを改善する努力は、充分に行うつもりです。
- A4：3号館の一時的移転先として旧東寮を活用し、その後、3号館を高層化する案については、地所設計とも検討の上、本年3月14日付回答書で回答いたしました。
- なお、3号館を将来建替える計画は、考えておりませんが、解体の方針は、見送り、今後の整備計画の中で、教室等の一時移転先や倉庫として有効活用することを検討したいと考えています。
- A5：大学の社会的責任は、建学の精神にもとづいて、本学の教育・研究体制を活用することにより、社会に貢献できる自立した女性を育てる必要があります。また、地域社会との共生の観点から、緑の多い環境保全、地域住民が自由に参加できる学習会、講演会、コンサート、演劇等の場を提供することも必要であり、そのためには努力も行っております。
- このためには、まず、何よりも、学生、教職員、来学者の方々に安全で快適な施設・設備を提供することが必要です。
- 近隣住民に対しましては、情報公開や説明責任は、法や条例で定められ

近隣住民に対しましては、情報公開や説明責任は、法や条例で定められており、これらを遵守しております。

A6：旧東寮・旧体育館の資料、記念物保存につきましては、映像記録、写真集、模型作成、図面保管、旧東寮の個室内装保存（机、キャビネット、床等を含む）、定礎保存等を、レーモンド建築に詳しい専門家の協力を得て鋭意作業をすすめております。

なお、展示場所としては、本館2階の一部と3階回廊を検討中であります。

終わりに、6月13日付回答に書きましたように、本学の基本の方針は、よりよい教育・研究のための環境を提供することにあり、そのためには、現在及び将来の学生、教職員、来学者の安全確保を最優先にするという視点です。レーモンド建築の2つの建物の保存・活用については、ご要望に添えませんが、7つの建物については、保存・活用の方針を継承してまいります。何卒、ご理解とご協力を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

以上

添付資料

資産売却差額の会計処理

これについては、去る5月30日付理事長名メモ及び常務理事の説明に尽きると考えますが、なお、疑問があるようですので、次の通り回答します。

(1) 寄附行為第30条～第35条について

- ① 理事会として、2005年10月末の両教授会、事務職員説明会以来、終始、説明してきたことは、「基本財産の譲渡により生じた売却差額を原資にして、善福寺キャンパス整備のための資金60億円を第2号基本金に組入れる」ということでした。
- ② その根拠として寄附行為第32条の規定を配布して説明しました。「基本財産は、経常費に使用することができない」というのは、経常費以外なら使用できるということになります。例えば、借入金の返済、第3号基本金組入れ、退職給与引当金の積増し等は、いずれも非経常費ですから理事会がこれを必要と認めれば、そのための措置を執ることが可能です。
- ③ 基本財産の売却差額は、基本財産ではないというのは、形式論です。いずれにしても、第2号基本金に組入れの時点で使途が特定されます。
- ④ 第2号基本金組入れは、寄附行為第30条～第35条からは、自動的には出てこないとのご指摘は、寄附行為は、あくまで、基本財産の区分、使途制限等の基本的考え方あるいは原則を規定したものであるからです。この原則に基づいて、学校法人会計基準に則り第2号基本金に組入れました。

第2号基本金組入れの必要性、その額等については、評議員会の議を経て理事会が判断すべきものであり、その判断は、後に述べる通りであり、適切であったと考えます。

- ⑤ 第2号基本金組入れは、2005年度決算において行いましたが、決算関係書類は寄附行為第39条によって閲覧することができます。

(2) 第2号基本金60億円の必要性とその根拠について

これについても5月30日付理事長名メモに触れた通りです。

ただし、質問状Bにおいて、売却差額を第3号基本金に組入れることの可能性について触れておられますので、理事会の考えを述べます。

これは、(1)の②で述べた通り可能ですし、余裕があれば検討に値します。今回しなかったのは、第2号基本金の優先度が高いと判断したためです。

キャンパス整備計画を行わなかった場合は、結局、修繕費が嵩み、かつ計画的整備が困難になると考えたためです。

資産売却差額の会計処理問題は、「活かす会」のメンバーから提起され何回も論議しましたが、論点が不明でした。要は、「第2号基本金60億円組入れの理事会判断は適切であるか」という問題ではないでしょうか。理事会としては、当然、適切であったと考えております。